

“自然” “歴史” “地域” “人”

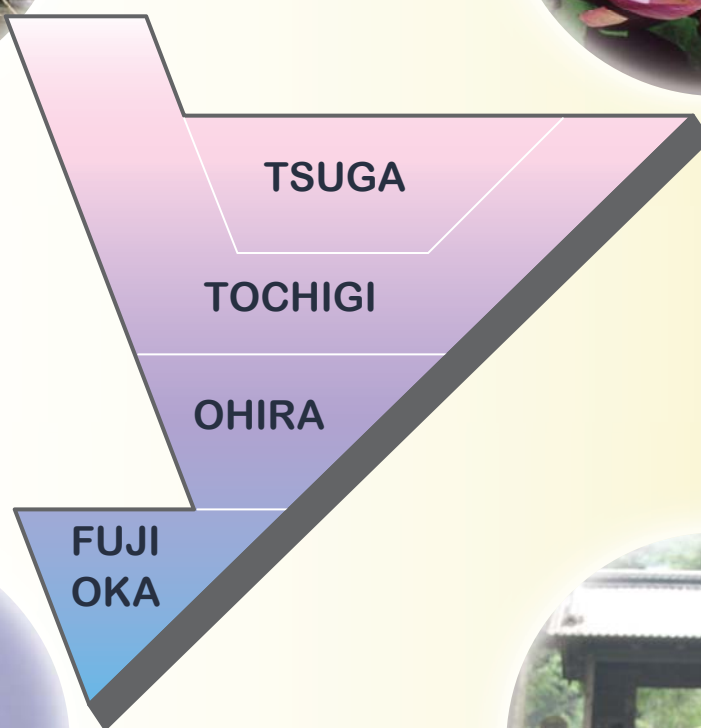
それぞれに生み出す流れが大河を創り  
悠久の流れが未来を築く 新生・栃木市



巴波川（栃木）



つがの里（都賀）



渡良瀬遊水地（藤岡）



大中寺（大平）

平成21年12月

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会

## ごあいさつ

平成22年3月29日に「新生・栃木市」が誕生します。

合併協議会では、協議事項のひとつとして、市町村の合併の特例等に関する法律（合併新法）に基づき、「新市まちづくり計画（合併市町村基本計画）」を作成いたしました。

この計画は、新市の一体性の確立、均衡ある発展、住民の福祉の向上を目指して作成するもので、新市のまちづくりの基本的な方向性を示すものとなっています。

新市について、住民の皆さまにより一層のご理解を賜りたく、このたび、計画の概要版を配布させていただきますので、ぜひご高覧いただきますようお願い申し上げます。

結びに、新市の円滑な誕生と飛躍を目指し、合併準備を進めてまいりますので、引き続き、皆さまのご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成21年12月

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会

会長	栃木市長	日向野	義幸
副会長	大平町長	鈴木	俊美
副会長	藤岡町長	永島	源作
副会長	都賀町長	青木	富士夫

## 目次 CONTENTS

1	序論	2
2	新市の姿	3
3	新市の基本方針	6
4	新市の施策	12
5	財政計画	16
6	公共施設の統合・整備	18

### 新市まちづくり計画とは？

#### ● 計画の趣旨

新市まちづくり計画（以下「本計画」という。）は、市町村の合併の特例等に関する法律に基づき、合併後の新市の一体性の確立、均衡ある発展や住民福祉の向上などを図り、新市を円滑に運営していくために、新市のマスタープランとして策定するものです。

#### ● 計画の構成

本計画は、新市の基本方針、主要施策、公共施設の統合整備及び財政計画を中心に構成するものとします。

#### ● 計画の期間

本計画の期間は、合併年度及びこれに続く10箇年度について定めるものとします。（平成21年度～31年度）

# 1 序論

## 1 新市まちづくり計画の位置づけ

### 1 各市町の総合計画との関係

各市町の総合計画は、議会の議決を経て策定されたまちづくりの最上位計画です。このことから、本計画は、各市町の総合計画の理念を前提とし、現況の再整理や合併の効果を踏まえ策定するものです。

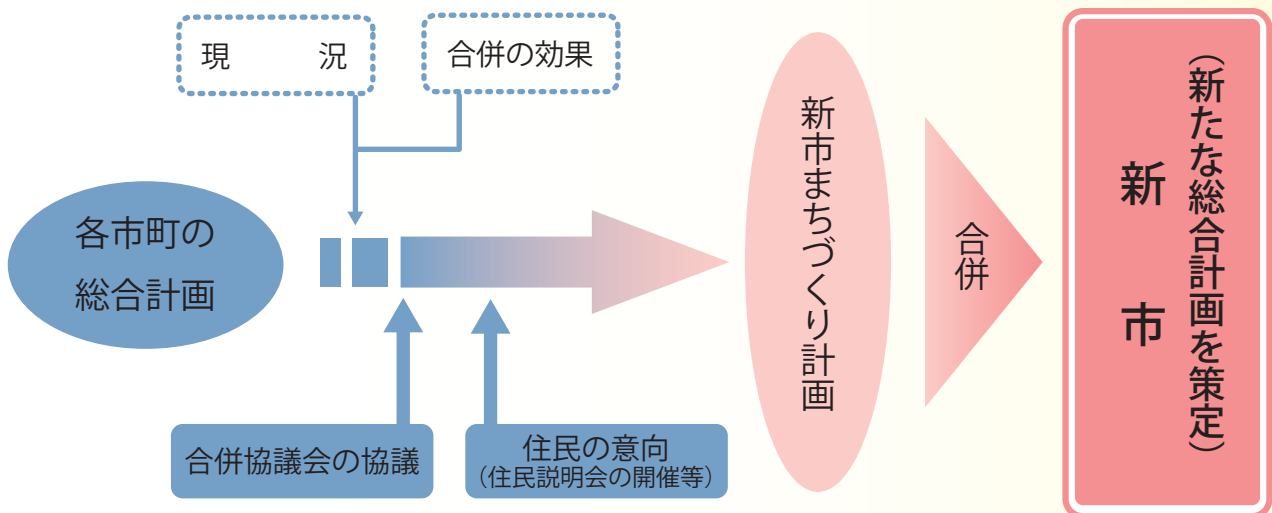
### 2 新市の総合計画との関係

合併後の新市では、新たに総合計画が策定されますので、本計画の策定から新市の総合計画の策定までを一連の流れとして捉えておく必要があります。

### 3 新市まちづくり計画の位置づけ

本計画の位置づけを図示すると下図のようになります。

本計画は、住民に対して合併後の新市のまちづくりの方向性を示す役割、新市発足後に策定される総合計画の指針としての役割、各市町の総合計画と新市の総合計画を結び付ける役割の3つの役割を担う位置づけのもとに策定したものです。



#### ● 各市町の総合計画

市町名	計画の名称・期間	
	将来都市像	
栃木市	栃木市都市経営計画 (18~27年度)	藤岡町 藤岡町第4次町勢振興計画 (13~22年度)
	「いつまでもこの街で暮らしたい」と心から思えるまち	ハートにアクセス - 人と自然が出会う町・ふじおか -
大平町	大平町第5次総合振興計画 (13~22年度)	都賀町 都賀町振興計画 (18~22年度)
	健康で生きがいのもてるまち 大平	心豊かで優しさに満ちた住みよいまち・つが

## 2 合併の背景と必要性

### 1 住民の生活圏や広域的な課題への対応

交通網の発達などにより、住民の生活圏は一つの行政区域をはるかに超えたものとなっており、広域的な視点に立ち、住民生活に対応したまちづくりが求められています。

### 2 少子高齢社会への対応

\* 一般に15～64才までの年齢人口

生産年齢人口\*が減少していく中においても、多様な住民ニーズや福祉需要を充足できる財源の調達が課題となっていくことから、一層の行財政の効率化が求められています。

### 3 厳しい財政状況への対応

人口減少や高齢化に伴い、住民税などの自主財源に加え、国や県からの補助金の減少が進んでおり、地域の特性を活用したまちづくりや行財政の効率化を推進し、国や県に依存しない自立した財政基盤を構築することが求められています。

### 4 地方分権への対応

地方分権により国や県からの事務権限の移譲が進み、それらを住民サービスの向上に着実に繋げるためには、行財政基盤を強化し、政策形成や法務など、職員の専門性の発揮や高度なサービス提供を行える体制づくりが求められています。

## 3 合併の効果

### 1 新たなまちづくりの展開

- ・自治体としての事務権限や財政規模の拡大を活用し、自らの判断と迅速な手続きで積極的なまちづくりが可能になります。
- ・観光振興、企業誘致など、新市の誕生によるイメージアップ効果の活用や資源のネットワーク化、情報の集約化により、自治体間における市場価値を向上させることが可能になります。

### 2 広域的なまちづくりの促進

- ・行政区域を超えた広域的な課題である環境や水処理の問題など、新市として一体となることで、迅速な対応が可能になります。
- ・住民の日常生活などに即した広域的な視点から道路や公共施設等の整備を図ることにより、効果効率的なまちづくりが可能になります。

### 3 住民の利便性向上

- ・行政サービスの提供区域が広がることで、利用可能な窓口や公共施設が増加します。
- ・管理部門の一元化など行政組織の再編により、直接的に住民サービスを提供する部門の充実や専門化を図ることができます。

### 4 行財政の効率化

- ・特別職の減少により、経費削減につながります。
- ・行政組織の再編による重複部門の解消や公共施設の再配置により、中長期的な経常経費の削減を図ることができます。

# 2

# 新市の姿

## 1

## 新市の概況

### 1 新市の位置と地勢

新市は、栃木県の南部に位置し、東京から鉄道でも、高速道路でも約1時間の距離にあります。

南北約32.5km、東西約22.3km、面積252.83km<sup>2</sup>で、壬生町、小山市、岩舟町、佐野市、西方町などに接しており、また、茨城、栃木、群馬、埼玉の4県の県境が接する稀有な地域でもあります。

地勢としては、西には「三轟山」、「太平山」、南には「渡良瀬遊水地」など県南のシンボリックな自然景観と「渡良瀬川」、「思川」、「巴波川」、「永野川」などの豊かな河川を有しています。また、北部から東部にかけては関東平野に連なる平坦地が広がり、県内有数の農業地帯でもあります。

新市においては、豊かな自然環境を活かした観光振興や農産物などを活用した地域ブランドの活性化によるまちづくりの推進が期待できます。

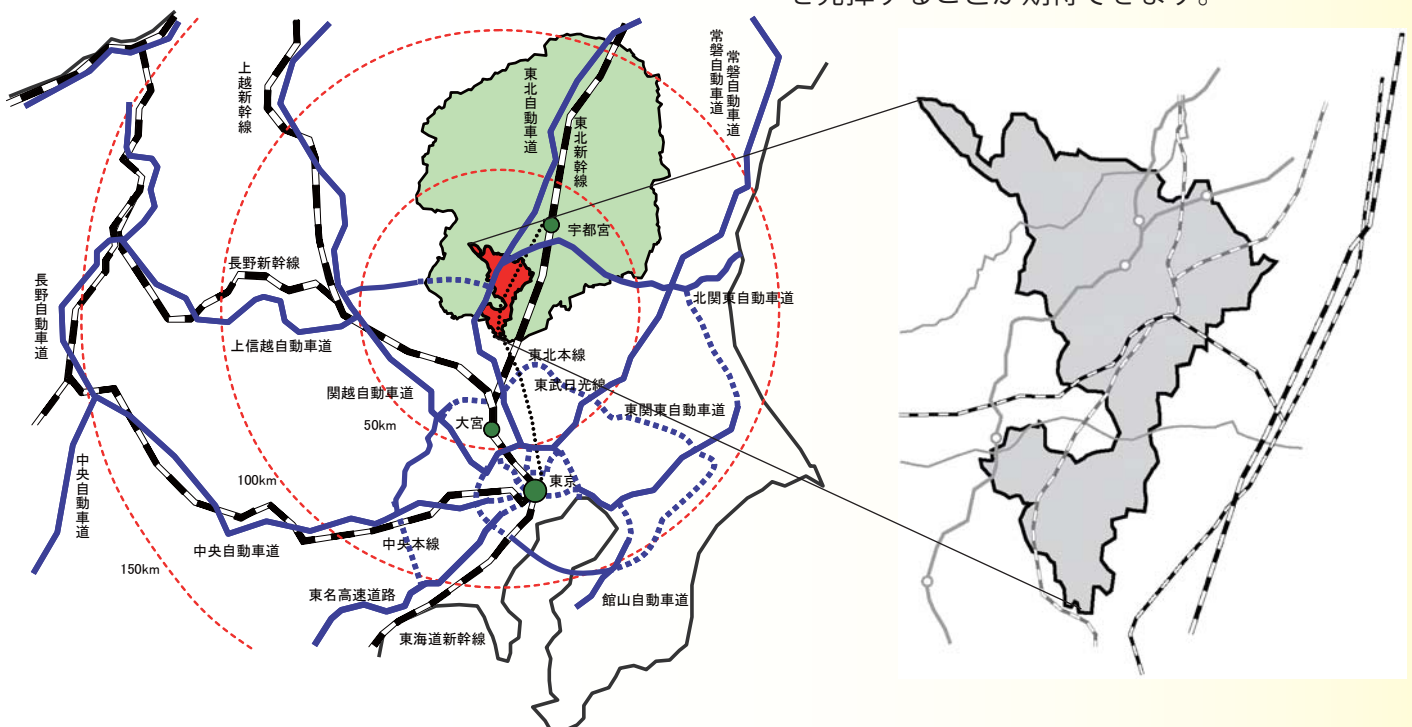
### 2 交通

新市は、南北には東北自動車道が通り、佐野藤岡IC、栃木ICを有し、東西には平成23年全線開通予定の北関東自動車道が通り、都賀ICを有しています。また、南部には、群馬、栃木、茨城を結ぶ一般国道50号が東西に通り、北部には一般国道293号が通るなど、県内外とのアクセス性に優れた道路網を形成しています。

地域間を結ぶ主な道路としては、主要地方道栃木・藤岡線（栃木環状線）、主要地方道宇都宮・亀和田・栃木線（例幣使街道）があり、近隣自治体などとの広域的なアクセス性の向上として、都市計画道路小山・栃木・都賀線の早期開通が望まれます。

公共交通では、東武日光線、東武宇都宮線、JR両毛線の3路線、10駅があり、市内や近隣自治体への通勤通学の足として、東京、埼玉方面への交通手段として、充実した鉄道網となっています。

新市を中心として、東西南北全方向に交通網が形成されており、交通の結節点として拠点性を発揮することが期待できます。



## 2 新市の基本指標

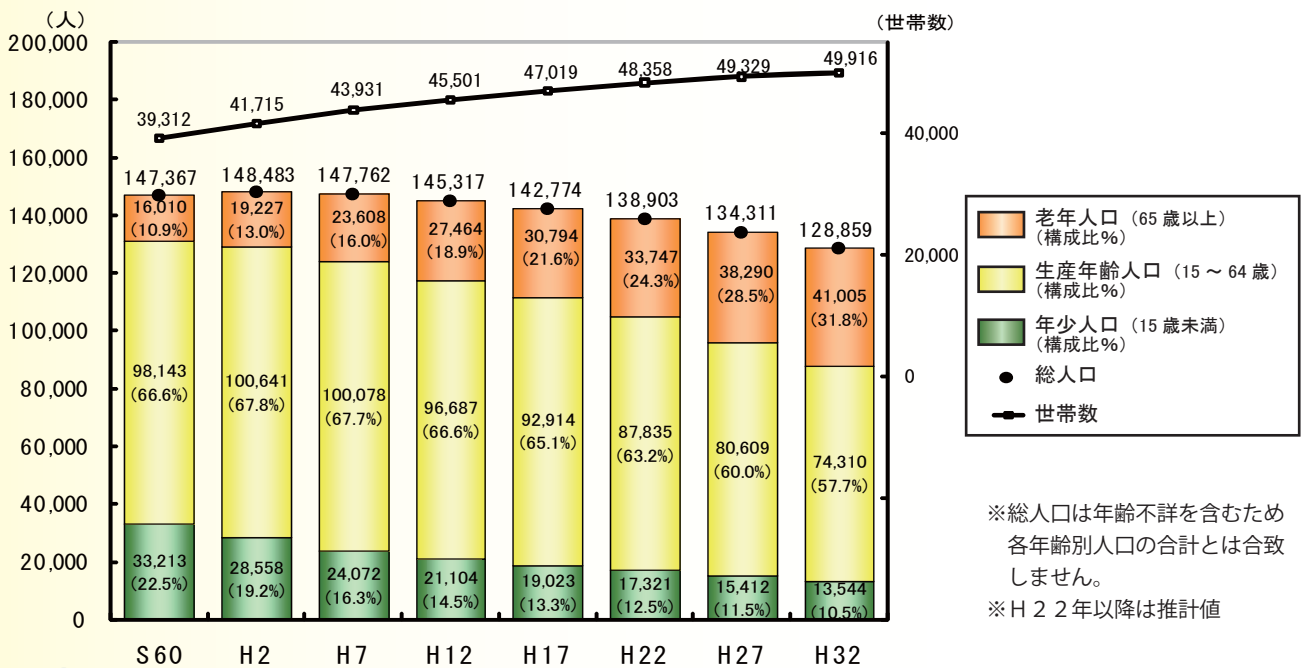
### 1 人口と世帯数（推移と将来推計）

平成17年の国勢調査によると、新市の人口は142,774人となっています。昭和60年から平成2年にかけては人口増加となりましたが、その後は減少傾向に転じ、将来推計においては、平成32年時点で128,859人となることが予測されます。

年齢別人口の構成比においては、平成17年と平成32年との比較によると、年少人口が13.3%に対し10.5%、生産年齢人口が65.1%に対し57.7%、高齢者人口が21.6%に対し31.8%となります。

また、世帯数は、平成32年まで増加傾向が続くものと予測されており、6.2%増加し、49,916世帯となることを見込まれます。

人口減少や高齢化は日本全体の傾向ですが、新市としても、このような現状をしっかりと見据え、身の丈にあったまちづくりを進める必要があります。

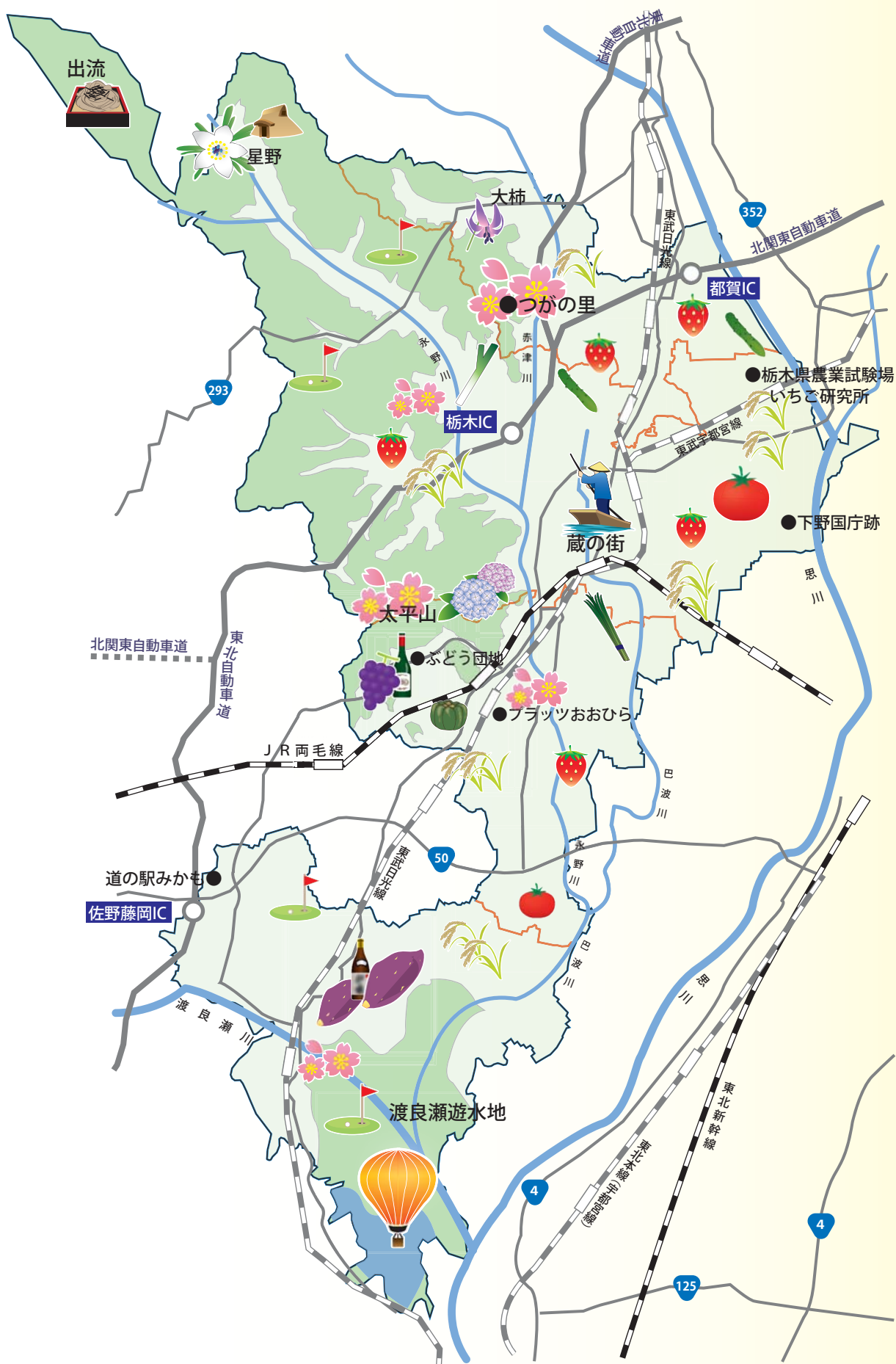


### 2 新市の主要指標と県内順位

項目	数値	県内順位	出典	
人口	142,774人	4位	H17国勢調査	
面積	252.83km <sup>2</sup>	8位	H21.4.1現在	
商業	事業所数	1,770所	5位	H19商業統計調査
	商品販売額	2,563億3,400万円	5位	H19商業統計調査
工業	工業事業所数	424所	5位	H18工業統計調査
	製造品出荷額等	6,657億8,100万円	5位	H18工業統計調査
農業	農家戸数	5,539戸	1位	2005年農林業センサス
	農業産出額	157億円	3位	H18生産農業所得統計

※本表における県内順位は、各種統計の調査基準日以降の市町村合併による順位変動は考慮していません。

■ 観光資源・地域資源イラストマップ



新市の現状や課題、住民アンケートの結果などを踏まえ、新市まちづくりの基本姿勢を以下のように定めます。

#### ● 地域の " 力 " を活かすまちづくり

これまで各地域で取り組んできた " まちづくり " や住民活動によって、新市は様々な魅力や資源を有した地域になります。こうした各地域での取組は新市においても大切な " 財産 " であり、人・地域・文化、伝統などの様々な地域の魅力や資源を、さらに磨き上げていく必要があります。

新市誕生後の10年間は、こうした各地域の資源やまちづくり活動などを継承していく仕組みを確立するとともに、人・地域の自発的な取組を支援し、地域の魅力をより輝かせるまちづくりを推進していきます。

#### ● " 自律 " により " 自立 " できるまちづくり

市民、まちづくり団体、地域の多様性のある取組は、新市にとって大きな力となりますが、それぞれが異なる方向性を持って行動しては、新市の魅力を向上させる力にはならないと考えます。新市が一つの新たなまちとして、他の自治体に負けない総合力を身につけていくためには、人と人、地域と地域が相互に認め合い、その中で、切磋琢磨（せつさたくま）し様々なまちづくりを展開していく必要があります。全ての市民、全ての地域が「自らが出来ることは何か」また「自らがすべきことは何か」を考え、それぞれが多様性を持った中でも、目指すべき目的は「新市の発展である」ということを明確にして、自らを律し取り組んでいく必要があります。

#### ● 持続可能な自治体づくり

人口減少、超高齢社会や低成長社会、また地方分権など、近年の社会情勢は大きく変化しています。そのような中、地方自治体においては安定した行政サービスの供給や、地域の資源、魅力を次の世代にも引き継いでいける「持続可能な自治体」としての確立が急務となっています。そのために、行財政運営面では、商工業の活性化や企業誘致などの経済的な振興策による税収の確保のみならず、より一層の行財政の効率化を推進していく必要があります。また、価値観の多様性や質的向上を求める社会では、市民と行政が一体となって取り組む協働の仕組みを整えることが、効果的で効率的なまちづくりに必要となってきます。



## 2 将来都市像

“自然” “歴史” “地域” “人”

それぞれに生み出す流れが大河を創り

悠久の流れが未来を築く 新生・栃木市

太平山、三轟山といった風光明媚な山々、渡良瀬川、思川、巴波川、永野川などの水辺、渡良瀬遊水地、つがの里など多彩で豊かな自然環境、蔵の街など歴史ある街なみ景観、イチゴや米をはじめとする豊かな大地が育む多彩な農産物。

東京圏と東北地方とを結ぶ東北自動車道、太平洋と日本海とを結ぶ北関東自動車道の結節点としての発展性、栃木、茨城、埼玉、群馬の4県が重なる地理特性、充実した道路網や鉄道網による利便性、自然と都市が調和する良好な居住環境。

そして、それらの地域の資源や良さを活かして、住民、各種団体、企業、行政など多様な主体が個々に力を発揮し、また、互いに連携し、支えあう中で、活力ある郷土、住みよい郷土を目指し努力を続けてきました。

新市は、栃木市、大平町、藤岡町、都賀町がそれぞれに守り育ててきた多種多様な地域資源を有するとともに、交通環境や地理特性など基礎的条件が充実し、さらには、それらを守り、育ててきた人々が一つの自治体の住民となることで、多彩な魅力と大きな力を備え、さらなる飛躍が期待できる都市となります。

ひとつひとつの小さな流れが集まり、大きな流れとなり、故郷の川、母なる川として、人々の生活や地域に多くの恵みと発展をもたらした“渡良瀬川”“思川”“巴波川”“永野川”のように、個性と魅力あふれる“自然”“歴史”“地域”“人”がそれぞれに力を発揮することで多様な流れを生み出し、そして、それらを集めることで、新市を発展に導く大きな一つの流れとなる大河を創り出し、さらに、その大きな流れを絶やすことなく、未来永劫、新市を発展に導く力として、次世代に受け継いでいくことのできる都市を目指します。



## 3 新市のまちづくり体制（地域自治制度）

### 1 新たなまちづくり体制

まちづくりの基本姿勢のとおり、新市の発展は、地域の特性、これまで進めてきたまちづくりを活かすことが前提となります。そのため、地域住民の声を反映し、地域の独自性を活かしたまちづくりを継承していくことが求められるとともに、各市町が進めてきた住民参加によるまちづくりの中で培われた“住民の力”を活かし、地域づくりを進めていくことが求められています。

また、合併により市域が拡大化することで「行政との距離」に不安感を覚える住民が少なくない中で、住民と行政が一体感を持って地域づくりを行える仕組みが求められています。

このようなことから、地域の多様なニーズを十分に把握し、住民、地域、団体、行政など多様な主体の協働によるまちづくりを推進するために、新たなまちづくりの体制として「地域自治制度」を導入します。

### 2 地域自治制度の基本的な枠組み

#### ①住民代表組織

住民や団体などの多様な主体の声を把握し、地域の意見として集約、調整するとともに、個々の活動の連携を強化するために住民代表組織を設置します。

#### ②身近な地域行政機関

住民の利便性の維持向上のための身近な行政サービスを提供するとともに、住民代表組織との連携により、地域のまちづくりの推進や住民活動等の支援を行うために身近な地域行政機関を設置します。

#### ③地域の意見が反映される仕組み

住民代表組織や地域住民の意見が、地域行政機関の取組だけでなく、本庁が地域に関係する重要な取組を行う際にも、反映される仕組みを構築します。

#### 背景や必要性など

##### まちづくりの基本姿勢

- ・地域の“力”を活かすまちづくり
- ・“自律”により“自立”できるまちづくり
- ・持続可能な自治体づくり

##### 合併に対する住民の不安

- 今まで取り組んできた「まちづくり」はどうなる？
- 役場が遠くなって不便にならない？
- 地域の歴史や伝統文化は？
- 市域が広がって意見は聴いてもらえるの？
- 中心部だけ良くなって、周辺は衰退するのでは？
- 地域内のつながりが弱くならない？

##### 多様なニーズの充足

少子高齢化・人口減少社会の中で、住民の多様なニーズを充足させるためには、まずは、住民や地域自らの活動と行政が力を合わせて、協働によるまちづくりが求められています。

#### 新市のまちづくり体制

##### 地域自治制度の基本的枠組み

##### 住民代表組織

- ・住民、団体などを委員として組織する。
- ・地域の意見集約・調整を行う。
- ・住民、団体の活動の連携強化・調整を行う。
- ・地域行政機関と連携しまちづくりを推進する。

##### 身近な地域行政機関

- ・住民に身近な行政サービスを提供する。
- ・住民代表組織と連携しまちづくりを推進する。
- ・住民や団体の活動支援を行う。（住民自治の推進）

##### 地域の意見が反映される仕組み

- ・住民代表組織や地域住民の意見が新市の取組に反映される仕組みを構築する。

### 3 合併時の地域自治制度

大平町、藤岡町、都賀町のそれぞれの区域に、合併の日から平成27年3月31日まで、合併新法に基づく地域自治区を設置します。地域自治区が設置されると、住民代表組織である「地域協議会」、身近な地域行政機関である「地域自治区事務所<sup>※</sup>」がその区域ごとに置かれることになります。

※本地区では旧町役場を利用して設置される総合支所が地域自治区事務所を兼ねます。

### 4 地域自治のあり方

#### ①地域自治の目標

地域自治は、地域のまちづくりと自治の推進が目的です。一方で、新市は合併による効果を活かして一体的なまちづくりを推進することも重要であり、これらを両立させることが課題となり、相反する目標を抱えているものと捉えることもできますが、元来、自治体は多様な主体により構成されており、個性の集合体です。このようなことから、個性ある地域が一つの自治体の中に共存しながら、全ての地域と住民が有機的なまちづくりを進め、「新市の発展」へとつなげていくことが重要です。

#### ②地域自治制度導入にあたっての責務

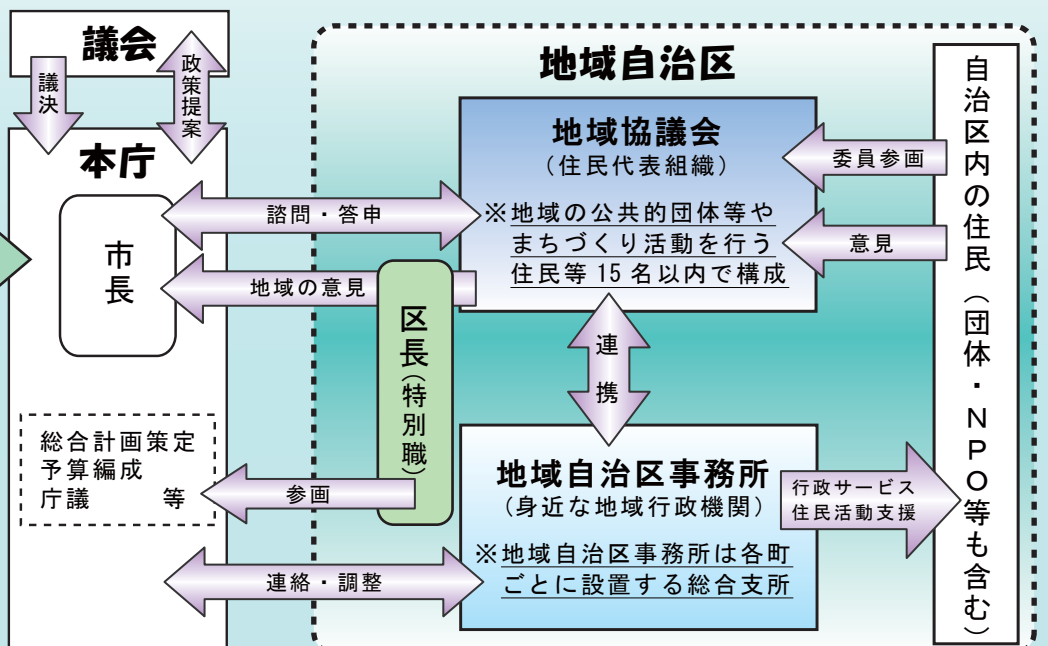
地域自治の主体となる住民代表組織や住民は、行政側に一方的に意見を述べ要望するのではなく、「自治」を念頭に置き、住民や地域自らできるものは自らが、あるいは多様な主体の連携、協働によりまちづくりを進めていくことが求められます。また、地域行政機関は、まちづくりのパートナーとして自覚を持ち、住民代表組織や住民の活動を積極的に支援することが求められます。

#### ③地域自治制度の発展方向性

地域自治区の設置期間経過後は基本的枠組みである住民代表組織と身近な地域行政機関の設置を前提としつつ、住民の意向を把握し、より良い仕組みを構築します。

### 合併時の地域自治制度

大平町、藤岡町、都賀町のそれぞれの区域に  
合併新法に基づく地域自治区を設置（平成27年3月31日まで）



### 地域自治区 設置期間経過後

基本的枠組みである住民代表組織と身近な地域行政機関の設置を前提としつつ、「自治」という意義に鑑み、地域の住民の意向を把握し、まちづくりを推進するより良い仕組みを構築します。

## 4 新市の都市構造の基本方針

### 複合的都市拠点

栃木駅周辺、市役所周辺では、行政、医療、教育、業務などの既存集積や街なみ景観を活かし、より一層の集積・向上を図ることで拠点性を高めるとともに、交通面や情報面において地域拠点とのネットワークの強化を図り、新市にふさわしい都市拠点の形成に努めます。

### 地域拠点

各地域の総合支所（旧町役場）周辺では、住民の日常生活が充足し、様々な住民活動を展開できるように行政機能をはじめとして、医療・福祉、教育、学習等の面において身近で便利な機能を一層充実していくとともに、地域の特性や交通利便性を活かしたまちづくりを進め、活力と個性ある地域拠点の形成に努めます。

### 観光交流・レクリエーション拠点

太平山・晃石山、つがの里、渡良瀬遊水地、道の駅みかもを拠点として位置づけ、さらなる魅力向上に取り組むとともに、道の駅みかもは、新市全体の観光や地域ブランドなどの情報発信拠点として、その機能の充実に努めます。

### IC周辺活用エリア

都賀IC、栃木IC、佐野藤岡IC周辺では、首都圏と東北地方を結ぶ南北軸である東北自動車道と太平洋と日本海を結ぶ東西軸である北関東自動車道の結節点としての位置的優位性を活かし、新市を支える新たな産業集積や交流拠点としての整備を推進します。

### 産業誘導エリア

国道50号沿線では、群馬、栃木、茨城の3県にまたがる幹線国道沿いという交通利便性や位置的優位性を活かし、産業や物流施設などの立地を図るため、土地利用の検討、調整を進める産業誘導エリアとして位置付けます。

### 都市的利用ゾーン

住宅、商業施設の立地など市街化を促進する区域です。生活道路等の整備など居住環境の維持向上に努めるとともに、定住人口の増加を図ります。

### 産業集積ゾーン

既存の工業集積地や工業団地等となっている区域です。交通アクセスの向上など企業が活動しやすい環境の充実とともに、新たな企業の誘致を推進します。

### 田園・農村的利用ゾーン

農業を振興する区域や都市的利用ゾーンの周辺部となっている区域です。農業を活性化する環境整備とともに、自然と調和した居住地域として適正な利活用に努めます。また、地域コミュニティを活かし、特色ある地域づくりを推進します。

### 自然環境利用ゾーン

山林や自然公園などの区域です。次世代に引き継ぐべき貴重な資源として適切な保全に努めるとともに、市民、観光客の憩いの場として、調和のとれた利活用を推進します。

### 連携軸

#### 都市内連携軸

新市の均衡ある発展や一体化を推進するために複合的都市拠点、地域拠点間を結ぶ県道や幹線道路の機能強化を促進します。また、ソフト面での連携として、人材の交流などを促進することで人と人とのつながりの構築に努めます。

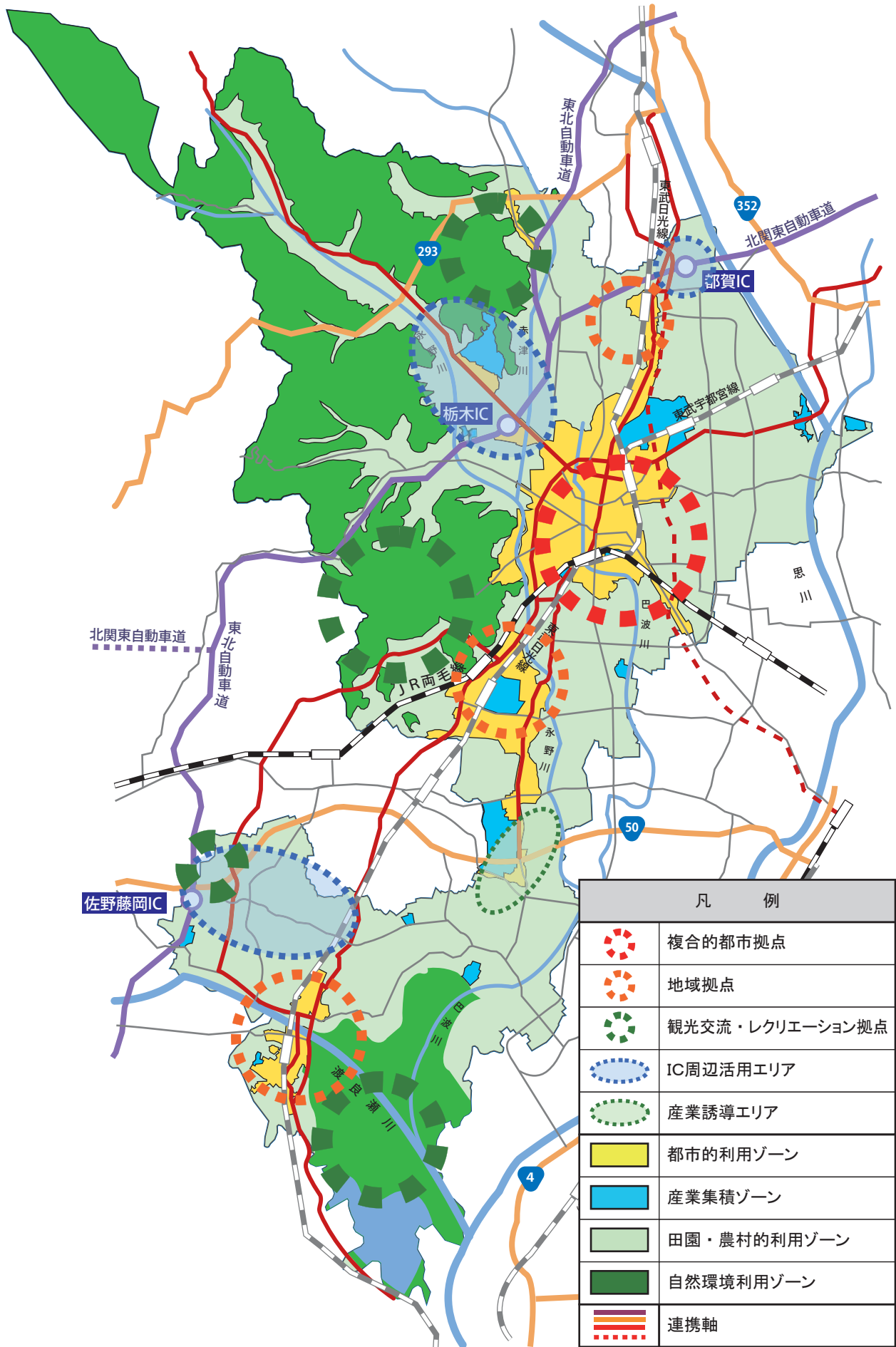
#### 広域交流軸

市民の利便性の向上、観光交流人口の増加、企業活動の環境充実のため、新市と県内外や近隣自治体とを結ぶ高速道路や国道をはじめとする基幹道路の整備や鉄道の利便性の向上を促進します。また、ソフト面での連携として、広域行政など近隣自治体との連携強化も進めていきます。

#### 観光交流軸

ソフト面での交流を中心に、観光・レクリエーション拠点間における人、情報など新たなネットワークを構築し、観光回遊ルートの新規創出に取り組むとともに、道の駅等における情報発信の強化を進め、相乗効果による観光振興を推進します。

都市構造のイメージ図



# 4

# 新市の施策

## 1

## 施策の体系

将来都市像

それぞれに生み出す流れが大河を創り  
悠久の流れが未来を築く  
新生・栃木市

”自然” ”歴史” ”地域” ”人”

まちづくりの基本方針

施策展開の方向性

### 基本方針 1

豊かな  
自然環境に抱かれ  
住み続けられるまち

- 豊かな自然環境の保全
- 安全・安心な暮らしの確保
- 快適で利便性の高い暮らしの実現

### 基本方針 2

いきいきと健康に  
暮らし続けられるまち

- 医療体制の充実
- 総合的な福祉の構築
- 健康づくりの充実

### 基本方針 3

地域への愛着と誇りを  
育むまち

- 教育の充実
- 生涯学習環境の充実
- スポーツの振興
- 文化の振興

### 基本方針 4

みんなが  
いきいきと働き  
活力あふれるまち

- 農林業の振興
- 商工業の振興
- 観光レクリエーションの振興
- 雇用の創出

### 基本方針 5

互いに認め合い  
新たな交流が  
生まれるまち

- 基本的人権の尊重
- 新市の一体感の醸成
- 国内・国際交流の充実

### 基本方針 6

共に考え  
協働により  
築きあげるまち

- 市民と行政の協働によるまちづくりの推進
- 市民と行政の情報共有化の推進
- 行財政運営の充実

まちづくりの基本姿勢

- 地域の"力"を活かすまちづくり
- "自律"により"自立"できるまちづくり
- 持続可能な自治体づくり

## 2 施策の展開

### 基本方針 1 豊かな自然環境に抱かれ住み続けられるまち

豊かな自然環境を守り、次の世代に亘って、それらの恩恵を享受できるように自然環境の保全を図ります。また、市民一人ひとりが豊かな環境の中で、安全・快適に暮らせるよう、防犯・防災などの安全性の確保、都市機能の強化、生活基盤の利便性、快適性の確保を図ります。

施策展開の方向性	施策分野	事業概要
豊かな自然環境の保全	環境の保全	●環境基本計画の策定 ●不法投棄防止活動の推進 ●公害対策の充実 ●環境学習の推進 ●環境イベント等の実施・支援
	循環型社会の形成	●ごみの資源化・減量化の推進 ●リサイクル活動の推進 ●マイバッグ持参運動の推進 ●省エネルギーの推進 ●水循環システムの推進
	緑地や水辺環境の保全	●公園緑地等の維持管理の充実 ●河川美化活動の推進 ●自然散策路・親水空間等の充実
安全・安心な暮らしの確保	防災・危機管理の強化	●防災・減災対策事業の実施 ●市域の広がりに対応した防災体制の構築 ●地域、住民の災害対応力の向上 ●災害時における要援護者の支援活動構築
	消防・救急体制の充実	●常備消防・救急搬送体制の充実 ●消防団の強化
	防犯・交通安全対策の充実	●防犯・交通安全意識の啓発 ●地域防犯活動の促進 ●交通安全施設の維持・整備
	市民相談・消費者保護の充実	●総合的な市民相談体制の構築 ●消費生活等に関する情報提供の充実 ●消費生活センターの管理運営
快適で利便性の高い暮らしの実現	都市基盤の充実	●計画的な土地利用の推進 ●都市計画マスタープランの策定 ●都市計画道路・幹線道路等の整備 ●土地区画整理事業の推進 ●駅周辺交通環境の整備 ●良好な都市景観の形成 ●斎場・墓地公園等の再整備の検討
	公共交通体系の充実	●公共バス交通体系の再構築 ●デマンド交通システム等の検討 ●鉄道との連携及び円滑化の推進
	定住環境の整備推進	●定住支援事業の充実 ●民間住宅開発の誘導 ●土地区画整理事業の推進（再掲）
	暮らしの環境の維持向上	●バリアフリー化の推進 ●生活道路等の維持管理 ●上下水道の整備 ●高齢者優良賃貸住宅整備の推進 ●市営住宅の維持管理

### 基本方針 2 いきいきと健康に暮らし続けられるまち

誰もが安心して健康に愛着のある地域で暮らし続けられるよう、身近な医療から救急医療まで医療体制の充実を図るとともに、地域や市民が支え合う福祉の仕組みや保健・医療・福祉が一体となった支援体制など総合的な福祉を構築します。

施策展開の方向性	施策分野	事業概要
医療体制の充実	地域医療の充実	●医師会・医療機関等との連携強化 ●かかりつけ医の普及・定着 ●身近な医療体制の充実
	救急医療体制の充実	●急患センター機能の充実 ●小児救急医療の充実 ●病院群輪番制病院の確保
	社会保険の安定運営	●国民健康保険制度の安定運営 ●長寿医療制度の安定運営の推進
総合的な福祉の構築	総合的な福祉サービス提供体制の構築	●福祉事務所の設置 ●総合的な相談窓口の設置 ●専門職の充実 ●医療機関・教育機関との連携強化 ●各種福祉関連団体との協力体制の強化
	地域福祉の充実	●地域福祉拠点の整備 ●地域福祉活動団体との連携強化 ●意識啓発の推進 ●福祉ボランティアの養成
	子育て環境の充実	●乳幼児健診・発達相談の充実 ●母子に関する医療費の助成 ●子育て支援施設・保育園の整備・充実 ●仕事と子育ての両立支援の充実 ●ひとり親家庭等の自立支援の推進
	障がい者の自立支援の充実	●相談支援の充実 ●日常生活の支援の充実 ●就労支援の充実 ●交流機会・社会参加の充実 ●権利擁護の推進
	高齢者の自立支援の充実	●介護予防サービスの充実 ●地域包括支援センターの設置 ●日常生活の支援の充実 ●介護保険サービスの充実 ●介護保険施設の設置促進 ●権利擁護の推進
	低所得者の自立支援の充実	●生活保護の実施 ●就労支援の充実
	健康づくりの充実	●各種健診・予防接種等の充実 ●感染症に関する意識啓発 ●感染症発生時の対応マニュアルの作成
市民の健康づくり支援	●健康福祉施設の充実 ●健康づくりイベントの実施 ●健康相談・教育の充実 ●健康づくりに関する情報提供の充実	

## 4 新市の施策

### 基本方針 3 地域への愛着と誇りを育むまち

将来を担う子どもたちが学ぶべき時に学び、地域や社会を支える大人たちが学びたい時に学ぶことができるよう、市民一人ひとりが様々な知識や経験に触れ、生涯に亘り学び合うことのできる環境づくりを推進し、優れた個性と豊かな人間性を持った人づくりを推進します。また、地域が受け継いできた文化、歴史、伝統を大切にするとともに、それらの啓発に努め、愛着と誇りをもった地域の担い手を育成します。

施策展開の方向性	施策分野	事業概要
教育の充実	学校教育の充実	●基礎学力の向上 ●道徳教育や体育の充実 ●特色ある教育プログラムの研究・実践 ●特別支援教育の充実 ●国際教育の推進 ●学校給食による食育の推進
	教育条件の整備	●教育研究所の充実 ●学習相談・指導体制の充実 ●教員の資質向上 ●学校施設の改修・耐震化等の計画的推進 ●学校の統合・整備
	総合的な教育環境の充実	●教育総合計画の策定 ●就学支援の充実 ●幼児教育の充実 ●幼保・小・中・高の連携推進 ●青少年健全育成活動の推進 ●児童・生徒の安全確保の推進 ●地域社会と一体となった教育環境の構築
生涯学習環境の充実	生涯学習環境の構築	●生涯学習拠点施設の充実 ●公民館等の改修等の計画的推進 ●生涯学習関連施設のネットワーク形成
	学習機会の充実	●多様な学習の創出 ●市民の学習活動支援 ●地域学習の推進
スポーツの振興	スポーツ環境の充実	●スポーツ施設の改修等の計画的推進 ●身近な運動場の整備・充実
	参加機会の充実	●スポーツ団体との連携強化 ●総合型地域スポーツクラブの活動支援 ●各種スポーツ大会の開催 ●スポーツ交流大会の開催推進
文化の振興	文化に親しむ機会の充実	●文化施設の改修等の計画的推進 ●芸術作品鑑賞の推進
	地域文化・歴史等の発展・継承の支援	●文化団体等の活動支援 ●祭り・伝統芸能等の地域文化活動の支援 ●地域の歴史・文化・伝統の市民啓発 ●担い手育成支援
	文化財等の保護と活用	●文化財の調査・保存・整備 ●文化財見学会等の実施

### 基本方針 4 みんながいきいきと働き活力あふれるまち

高速道路網、鉄道網、優れた自然環境など新市の特性となる基礎的条件や各市町が守り育ててきた地域資源や産業を活かすことに加え、合併の効果を活かし、地域資源、企業、住民など多様な主体の"力と力"を繋ぎ、新たな連携を築くことにより、あらゆる産業分野において新市の可能性を最大限に引き出し、活力ある新市を築いていきます。

施策展開の方向性	施策分野	事業概要
農林業の振興	農業経営基盤の充実	●農道等農業基盤の維持・整備 ●かんがい排水の整備促進 ●優良農地の適切な保全 ●農業団体との連携強化 ●担い手の育成支援 ●農産物直売施設等による地産地消の推進 ●IT活用の支援
	特色ある農業の展開	●農業者の意識改革 ●地域ブランドの育成 ●食と農の連携推進 ●体験農業等グリーンツーリズムの推進 ●安全安心な農産物の生産支援
	林業の振興	●間伐等森林整備の推進 ●林道・作業道の維持・整備 ●里山林の整備・利活用の推進
商工業の振興	商業の振興	●商店街の活性化支援 ●地域ブランドの推進 ●商工団体との連携強化 ●商業環境の整備促進
	工業の振興	●業種間連携の促進 ●産学官の連携強化 ●製品ブランド化の促進 ●制度融資の実施
観光レクリエーションの振興	魅力ある観光交流・レクリエーション拠点の形成	●観光交流・レクリエーション拠点の整備・充実 ●イベント等開催の支援 ●観光ニーズの調査分析
	観光ネットワークの形成	●観光情報提供体制の強化 ●観光パンフレットの作成 ●テーマ別観光回遊ルートの設定 ●観光関係団体のネットワーク化の推進
	新たな付加価値の創造	●地域連携、産業連携による特産品開発 ●滞在・体験型観光の推進 ●ブランド力の向上 ●観光に携わるボランティアの育成支援 ●「おもてなしの心」の普及
雇用の創出	企業誘致の推進	●高速道路IC周辺エリア活用整備の推進 ●産業適地の利活用の推進 ●企業への情報発信、支援体制の充実
	新産業創出の促進	●業種間連携の促進(再掲) ●食と農の連携推進(再掲) ●地域ブランド開発の推進(再掲)
	多様な雇用環境の創出	●コミュニティビジネスの推進 ●企業等と住民を繋ぐ人材バンク等の検討 ●勤労者福祉の充実



## 基本方針 5 互いに認め合い新たな交流が生まれるまち

市民一人ひとりが普遍的に持つべき意識である「基本的人権の尊重」を推進することで、互いに認め合う地域社会の形成を推進します。また、それらを基礎として、地域間の相互理解を推進し、新市の一体感を醸成するとともに、地域と地域、市民と市民が生み出す交流の輪を国内外に広げ、新市を中心として様々な交流が生まれるよう国内・国際交流の充実を推進します。

施策展開の方向性	施策分野	事業概要
基本的人権の尊重	人権の尊重	●人権教育・啓発の推進 ●人権関係団体との連携 ●人権相談窓口の充実 ●隣保館等の管理運営
	男女共同参画の推進	●男女共同参画意識の醸成 ●女性団体等との連携強化 ●審議会等への女性委員の登用
新市の一体感の醸成	全市的交流イベント開催の推進	●新市発足記念式典等の実施 ●市民スポーツ交流大会等の開催
	学習による相互理解の推進	●新市の観光資源や文化財巡りの実施 ●地域学習の推進
	地域間交流の推進	●各種団体の地域間連携体制の構築 ●地域づくりに関する意見交換会の開催 ●次世代間交流の推進
国内・国際交流の充実	国内交流の推進	●友好都市等との交流の推進 ●物産展の開催等の民間交流の推進
	国際交流の推進	●友好都市等との交流の推進 ●国際教育の推進（再掲） ●国際交流団体との連携強化 ●国際交流イベントの開催 ●語学講座等支援事業の充実



## 基本方針 6 共に考え協働により築きあげるまち

市民と行政が一体となり、自立した地域運営を展開していくために、市民、地域、まちづくり団体など様々な主体の創意とエネルギーが十分に発揮され、誰もが主体的にまちづくりに取り組めるよう、まちづくりの新たな仕組みづくりや市民参加を推進するとともに、効率的な行財政運営の中においても多様なニーズに適切に対応できる行政基盤を構築し、市民との一層の信頼関係を築いていきます。

施策展開の方向性	施策分野	事業概要
市民と行政の協働によるまちづくりの推進	地域自治の仕組みづくり	●地域自治制度の導入 ●地域自治・住民自治の意識啓発 ●地域内の住民や団体の連携強化 ●市民活動への支援制度の確立
	住民自治の推進	●自治会の活動支援・連携強化 ●地域の人材育成 ●協働のルールづくりの検討
	市民活動の推進	●市民活動への支援と拠点施設の運営 ●市民活動に関する情報提供の充実 ●NPO等の育成
市民と行政の情報共有化の推進	情報共有化の推進	●広報紙の発行 ●ホームページの管理運営 ●ケーブルテレビ等による行政情報の提供 ●統合型地図情報等による新たな情報提供 ●情報公開制度の運用 ●個人情報の保護
	市民参画の充実	●新市に適した広聴制度の導入 ●パブリックコメント制度の導入 ●審議会等への委員公募制の導入
行財政運営の充実	行財政基盤の強化	●総合計画の策定 ●行政評価システムの導入 ●財政健全化の継続推進 ●受益者負担の適正化 ●適正な職員定数管理の推進 ●公共施設の維持管理の効率化
	市民サービス提供体制の充実	●総合窓口化など窓口サービス体制の向上 ●本庁舎・総合支所の耐震化等の実施 ●職員の専門化・能力開発の推進 ●福祉等に関する専門職員数の拡充
	近隣自治体等との連携	●広域行政の推進 ●広域連携組織への参加 ●公共施設の共同利用

# 5

# 財政計画

## 1 歳入

### 1 地方税

地方公共団体が課税することのできる税（住民税、固定資産税など）  
現行の税制度を基本に、過去の実績や将来人口推計の推移等を踏まえ推計しました。

### 2 地方交付税

一定水準のサービスが実施できるように、国から交付される交付金  
国における「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」等に基づき縮減を基調としつつ、人口減少等に伴う地方税の減収の影響や、合併に伴う算定の特例（合併算定替）と合併直後の臨時的経費に対する財政措置（合併補正）などを踏まえて推計しました。

### 3 国庫支出金・県支出金

特定の経費に充てる財源として交付される支出金  
過去の実績推移を踏まえるとともに、大平町・藤岡町・都賀町分の生活保護費等に係る国庫負担金分を見込んで推計しました。  
また、栃木県の合併支援措置として市町村合併支援交付金を見込んで推計しました。

### 4 繰入金

基金からの繰入金  
学校の耐震化等の経費に充てるため年度間における財源調整により基金から繰り入れることを見込んで推計しました。

### 5 繰越金

前年度の収支黒字額を見込んで推計しました。

### 6 地方債

道路、学校などの建設事業のための借入金  
投資的経費などの見込みを踏まえて推計しました。

### 7 その他の歳入

今後の社会情勢が不透明なこともあり、過去の実績を踏まえ、概ね現状で推移していくものと推計しました。

## 2 歳出

### 1 人件費

一般職・特別職の給与や、議員・各種委員の報酬  
合併に伴う特別職、議会議員などの削減効果に併せ、一般行政職等については平成26年度までの5年間で10%の削減を見込み推計しました。  
※なお、一般行政職等の削減率については、あくまでも目安であり、今後、新市において策定する定員管理適正化計画において、住民サービスの低下を招かないことや、地方分権改革の進展による権限移譲の動向を見据えながら、決定することになります。

### 2 扶助費

生活保護法、児童福祉法等に基づき援助する費用  
過去の実績推移や将来人口構成比を踏まえるとともに、大平町・藤岡町・都賀町分の生活保護等に係る事務事業の増加経費分を見込み推計しました。

### 3 公債費

地方債の元利償還費と一時借入金の利息の合計  
これまでの借入に対する償還額に、新たな借入に対する償還額を見込み推計しました。

### 4 物件費

報償費、委託料、使用料及び賃借料など  
過去の実績推移を踏まえるとともに、事務運営の効率化を図り平成31年度までの10年間で10%の削減を見込み推計しました。

### 5 補助費等

各種団体への補助金や一部事務組合への負担金など  
合併による行財政の効率化により平成31年度までに10%の削減を見込み推計しました。

### 6 投資的経費

道路、学校などの建設事業に要する費用  
国における「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」の方針を踏まえ、事業費の抑制に努めるほか、各市町の学校の耐震化等の必要経費を見込み推計しました。

### 7 その他の歳出

過去の実績推移を踏まえて、概ね現状で推移するものと推計しました。

## 3 財政計画（推計）

### 1 歳入

(単位：百万円)

	21年度 (基準年度)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
地方税	18,326	18,302	18,273	17,960	17,930	17,901	17,597	17,557	17,518	17,211	17,172
地方譲与税 ・交付金	2,763	2,721	2,721	2,721	2,721	2,721	2,721	2,721	2,721	2,721	2,721
地方交付税	6,929	6,845	6,827	7,040	7,077	6,729	6,631	6,662	6,446	6,339	6,267
分担金・負担金	612	411	411	411	411	411	411	411	411	411	411
使用料・手数料	510	510	510	510	510	510	510	510	510	510	510
国庫支出金	5,717	4,102	3,789	3,554	3,452	3,485	3,519	3,552	3,584	3,619	3,655
県支出金	2,494	2,599	2,482	2,475	2,476	2,397	2,399	2,399	2,400	2,401	2,402
財産収入・寄 付金・諸収入	2,409	2,253	2,253	2,253	2,253	3,653	3,653	3,637	2,253	2,253	2,252
繰入金	2,059	1,845	766	66	52	20	0	0	0	0	0
繰越金	880	652	554	274	123	347	438	453	949	1,056	925
地方債	3,542	4,737	4,603	4,587	4,452	3,228	3,011	3,009	3,009	3,009	3,009
歳入合計	46,241	44,977	43,189	41,851	41,457	41,402	40,890	40,911	39,801	39,530	39,324

### 2 歳出

(単位：百万円)

	21年度 (基準年度)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
人件費	8,800	7,705	7,549	7,394	7,239	7,083	7,083	7,083	7,083	7,083	7,083
扶助費	5,430	6,210	6,252	6,295	6,338	6,381	6,424	6,425	6,427	6,428	6,430
公債費	4,784	4,828	4,921	4,771	4,835	5,156	5,266	5,634	4,560	4,537	4,515
物件費	6,424	5,799	5,740	5,682	5,623	5,565	5,506	5,447	5,389	5,330	5,272
維持補修費	165	165	165	165	165	165	165	165	165	165	165
補助費等	8,580	6,635	6,574	6,513	6,452	6,391	6,330	6,269	6,208	6,147	6,086
繰出金	4,751	4,751	4,751	4,751	4,751	4,751	4,751	4,751	4,751	4,751	4,751
積立金	490	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
投資・出資 金・貸付金	1,452	1,316	1,316	1,316	1,316	1,316	1,316	1,316	1,316	1,316	1,316
投資的経費	4,713	7,014	5,647	4,841	4,391	4,156	3,596	2,872	2,846	2,848	2,847
歳出合計	45,589	44,423	42,915	41,728	41,110	40,964	40,437	39,962	38,745	38,605	38,465

収支差引	652	554	274	123	347	438	453	949	1,056	925	859
------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-------	-----	-----

※端数処理により誤差が生じる場合があります。

# 6

## 公共施設の統合・整備

### 1 基本方針

公共施設の統合整備については、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう、地域のバランスや市民の利便性等に十分に配慮するとともに、財政事情や次世代への負担を考慮しながら進めることとします。

### 2 施設整備・活用の方針

#### 1 既存施設・財産の活用の方針

既存の公共施設については、合併を機として、他の類似施設との複合化や役割分担、連携などを進めるとともに、地域住民との協働や指定管理制度の導入等により、様々なニーズに対応した効率的なサービス提供と利便性の向上に努めます。なお、老朽化により更新や大規模改修が必要となった場合は、利用状況、類似施設の有無等を総合的に勘案し、統廃合も含めて検討していくものとします。

また、市有の未利用地等についても有効活用の検討を行うとともに、処分を含め適正な対応を検討していきます。

#### 2 公共施設の新規整備

新規の公共施設の整備は、その必要性の検討と市民の意向の把握を十分に行うとともに、他の施設の廃止による複合的利用の可能性、PFI方式など民間活力の活用、維持管理経費の将来負担、受益者の範囲等の多角的な視点で慎重に検討した上で行うものとします。

#### 3 受益者負担の適正化

公共施設の使用料は、誰もが使いやすい施設として、その機能を維持向上していく上で大切な財源となるものです。新市においては、公共施設の使用料等の減額や免除の基準を一元的に見直し、受益者負担の一層の適正化を進めます。

### 3 庁舎整備の方針

新市の庁舎については、当分の間は旧市町庁舎を活用していくものとし、市民サービスの低下を招かないよう電算処理システムの統合やネットワーク化など必要な整備を行うとともに、全庁舎とも老朽化が著しいことから、必要な整備改築を行うものとします。

なお、新たな庁舎の整備については、新市において検討するものとします。

#### 栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会

〒328-8686 栃木県栃木市入舟町7番26号（栃木市役所内）

TEL：0282-21-2404

メール：info@totigi-gappei.jp

FAX：0282-21-2407

ホームページ：http://www.totigi-gappei.jp/toft/